

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

『変革 2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する第三次申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合は、申第 20 号「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する第一次申し入れ交渉以降、申第 40 号「『変革 2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する第二次申し入れを提出し、団体交渉を行ってきましたが、すでに施策が実施されているにもかかわらず未だに全項目が終了していない異常な事態となっています。このような労使交渉の進め方は、労使間の取扱いに関する協約(令和 3 年 10 月 1 日締結)を反故にしているものであり到底看過することはできません。改めて、信義誠実、労使対等の原則に踏まえた労使交渉の正常化を求めます。

他方、申第 40 号交渉では、ユニット制導入によりユニット内での業務を柔軟に担当でき且つ意思決定のスピードを上げること、組織再編後においても安全は経営のトッププライオリティであり「安全」と「サービス品質」を向上させるために本社・支社現業機関との連携を強化すること、建設工事部門の再編にあたっては現場に出て設備に触れ、人材育成を継続して行うこと、本施策については要員削減を目的にした生産性向上ではなく「働きがいの向上を通じて効率的な業務執行体制を目指すこと」を目的としていること等、労使合意を図ってきました。

「J R 東日本発足から 35 年目を迎えての最大の変革である」「J R 東日本グループの未来をつくりあげるために仕事と組織の新たな形をつくり出すこととした」と強調されているように、J R 東日本で働く組合員・社員が、心をひとつにしていくことが肝要であり、施策への納得感と組合員の賃金をはじめとした総合労働条件の向上を実現することを通じた「生きがい」「働きがい」を見出すことを通じて「新しい J R 東日本」そして利用する地域の方々に信頼される J R 東日本を創造していかなければなりません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 12 支社を「首都圏」「東北」「新潟」の 3 エリアに区分し、東京支社・仙台支社を「首都圏本部」「東北本部」「新潟支社」という 2 本部 1 支社の体制と定めた根拠を示すこと。また、首都圏本部・東北本部を除く支社については、監査室と地域共創部・鉄道事業部・企画総務部の 3 部体制とし各部内でユニット制を導入することにより得られる成果、展望を明らかにすること。

2. 各支社より各本部へ業務移管する内容およびスケジュールを具体的に明らかにすること。
また「現場だけでは解決できない課題」とは何か示すこと。
3. 副長等に指定する「チーフ」に関する職務内容および指揮命令系統ならびに賃金に関しての考え方を具体的に明らかにすること。
4. 鉄道健診センター等を「健康推進センター」と定め、本社附属期間（JR東日本健康推進センター）の所属とする目的と役割、再編等により得られる成果、展望を明らかにすること。
5. 車両系統において、総合車両センター・車両センターをエリアごとに首都圏本部・東北本部・新潟支社の所属とする目的と役割、再編等により得られる成果、展望を明らかにすること。また、マザーベース・車両所属区所については、線区及び交直流車両の特情を考慮した現行体制を維持していくこと。
6. 車両メンテナンス近代化（第Ⅲ期）（2004年4月実施）及びグループ会社と一体となった業務体制の更なる推進（2012年10月実施）について、各施策の目的と現状に踏まえた成果と課題を明らかにすること。
7. ミライの車両S&E構創と『変革2027』の実現に向けた組織の再編」施策との関係性を示すこと。
8. 施設・電気部門において、各設備技術センター新設及び保線技術センターの見直しを行う目的と役割、再編等により得られる成果、展望を具体的に明らかにすること。また、保線関係のみ技術センターが残る根拠を示すこと。
9. 設備量、検査総量、業務区分および各設備技術センターに移管される企画業務および権限について、各支社・各設備技術センター・保線技術センター別に具体的に明らかにすること。
10. 設備管理システムの精度向上を実現し、各スマートメンテナンス（CBM）の結果に基づき設備管理システムデータの諸元管理による設備更新を行うこと。
11. 早期運転再開にむけた足ロスに対する考え方を示すこと。また、異常時対応を想定した拠点、要員体制の確立を行うこと。
12. 各設備技術センターにおける企画部門からの業務移管及び系統間の「融合・連携」に伴う教育ならびに「専門技術者」等の人材育成の考え方を示すこと。
13. 各設備技術センター及び保線技術センターにおける安全指導グループ等の設置においては、安全に関する関係規程や通達等について系統・職場実態に即した説明・理解、運用・指導ができる人材を指定し、管理のプロの育成、安全第一の現場力向上が図られる体制を構築すること。

14. 現業機関への業務移管に伴う系統間の調整については、現業機関への過度な負担を強いることのない体制とすること。
15. 現業機関（営業統括センター・統括センター・車両センター・技術センター）の新設及び見直しにおいて「業務量に対する1日当たりの出面数」の考え方を示すこと。なお、「出面数」算出にあたっては、現業機関に移管される企画業務内容を考慮した上で行うこと。
16. フレックスタイム制（現業機関）の今後の拡大等における考え方を具体的に明らかにすること。
17. 現業機関におけるフレックスタイム制について、企画部門同様にコアタイムを設けないこと。また、深夜早朝勤務手当等の夜間作業等に関する手当支給については、コアタイムによらず変形勤務同様に実労働時間に応じた支給とすること。
18. 新たに設置される現業機関等における労働基準法等に定める過半数代表者の選出方法および時期に対する考え方を示すこと。なお選出にあたっては、使用者の意向に基づき選出されることのないように民主的に取り組むこと。
19. 企画部門及び現業機関の組織再編施策実施にあたっては、全社員との面談を実施し、組合員のキャリアプランや家庭環境等を正しく把握するとともに、労働条件に関する協約に基づき説明を丁寧に行うこと。また、異動を実施する際には、働きがい向上を第一に、生活環境等を考慮しこれまでの採用支社単位を踏襲した上で、本人希望に基づき行うこと。
20. 今申し入れに対する回答は、2022年7月31日までにを行うこと。また、団体交渉は2022年8月15日までに実施すること。

以 上